

まずは、相談してみませんか？



なんでもお話しください。


行政や医療機関、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所の他、民生委員、児童委員やボランティアなど、地域の様々な機関とのネットワークを利用して障がいのある方の生活の質が向上するよう支援いたします。



**福祉サービスの利用**  
福祉サービスの利用に関する情報提供、手続きなどの支援。



**障がいや病気の理解**  
障がい特性や病気に関する相談及び情報の提供。



**昼間の活動**  
所得を得て自立をするための仕事探しや、趣味や習い事など生きがいを持てるような社会参加に関する相談。



**住まい**  
一人暮らしやグループホームに関する相談。



**権利擁護**  
判断能力が低下している方の権利を守るための相談支援。



**障がい児相談**  
就学時の悩みや卒業後の進路に関すること、子育てに関する相談など。

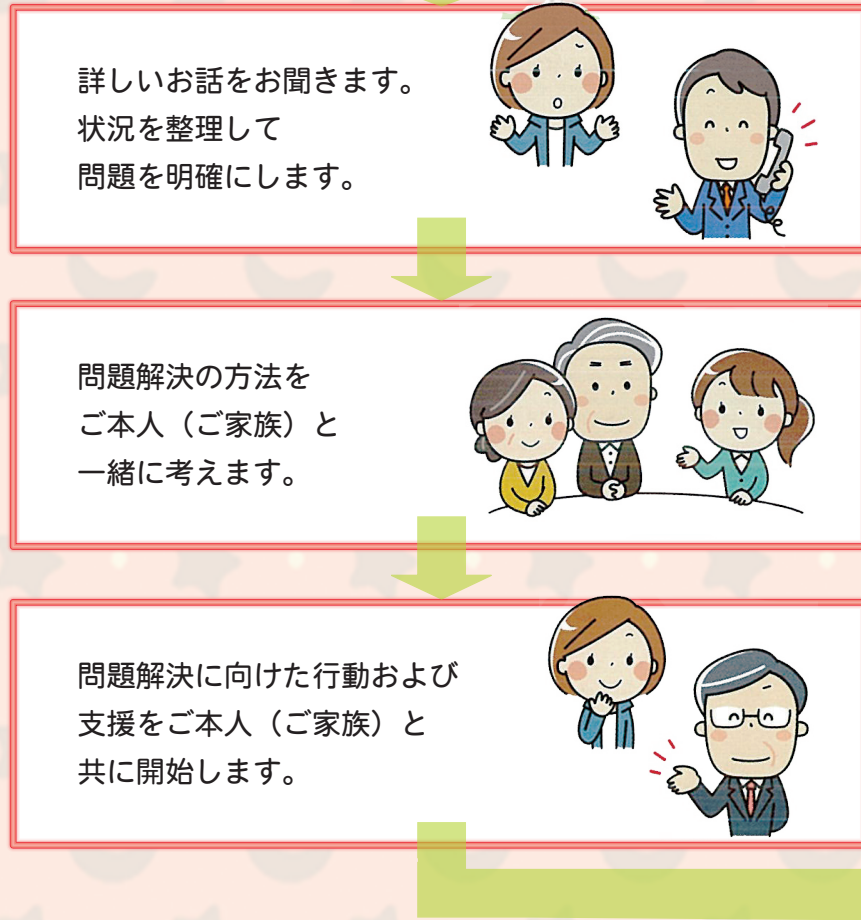
※この他にも気になること、なんでもご相談ください。

## 西都市の基幹相談支援センター

相談は無料です。

### 相談の流れ

西都市在住の障がい（疾病）のあるご本人やそのご家族、地域の方、関係機関などからの相談。  
※年齢や障害種別、障害の診断の有無を問いません。




令和4年7月から、西都市圏域の障がいのある方やその家族などのための総合相談支援機関として「基幹相談支援センター」を開設しました。基幹相談支援センターでは、各市町村の行政機関、教育、就労、福祉、医療、相談支援事業所と連携し、障がいのある方やそのご家族などからのご相談にお応えするとともに、地域の方や関係機関とも連携し、地域づくりに取り組みます。

まずはお電話を ☎ **0983-32-0114**

相談支援事業所や病院・関係機関等へ引き継ぎます。状況に応じて支援を行います。



ご本人の社会参加が促進され、生活の質が向上したら相談は（ひとまず）終了となります。（終了後も見守りは続きます。）



### 相談の方法

電話・FAX・メール・LINE・来所・訪問など、ご希望に合わせて、ご相談に対応いたします。

### 取組みの内容

1. 総合的・専門的な相談支援の実施。  
暮らしのこと、家族のこと、仕事のこと、経済的なことなど、生活全般の相談をお受けします。
2. 地域の相談支援体制の強化の取組み。  
相談支援事業者への後方支援や人材育成、関係機関との連携により、相談支援体制を強化します。
3. 地域移行・地域定着の促進の取組み。  
施設や病院等と連携し、地域で暮らしたいという思いを支援します。
4. 権利擁護・虐待の防止の取組み。
5. 自立支援協議会（及び専門部会の運営）に関する業務。
6. 地域生活支援拠点機能の整備に向けた取組み。
7. その他、地域の状況に応じた独自の取組み。

